

部を措置費算定している。引き続き、調査結果を踏まえながら、有効な施策を実施し、児童虐待や配偶者からの暴力の被害者に関する施策の充実を図っていく。

【施策番号26】

エ 警察庁においては、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている（犯罪被害者等に対する一時避難場所等の借上げに要する経費（国庫補助金）：26年度17百万円、27年度17百万円）。

今後も、都道府県警察に対して、本制度の効果的運用について指導していく。

【施策番号27】

オ 内閣府においては、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じ、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取組がなされるよう要請するとともに、各地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策情報メールマガ

ジン」等を通じて情報提供している。

平成27年4月1日現在、53都道府県・政令指定都市、205市区町村において、公営住宅等への入居に関し、犯罪被害者等に特別の配慮が行われている（P250資料10-6参照）。

公共住宅等の入居に際しての配慮の状況
(平成27年4月1日現在)

地方公共団体 (制度あり/全体数)	抽選に よらず 入居	入居 要件の 緩和	抽選 倍率の 優遇	その他
都道府県 (41/47)	9	8	29	14
政令指定都市 (12/20)	5	3	6	4
市区町村 (205/1,721)	60	48	56	75

※地方公共団体によっては複数の制度を運用しているところがある。

※市区町村数には、政令指定都市を含まない。

※区は東京都の23区をいう。

※市区町村数については、市町村合併により栃木県岩舟町が消滅（H26.4.5）したことにより、昨年の数値より1減となっている。

また、56都道府県・政令指定都市、427市区町村においては、犯罪被害者等施策に関する条例の制定又は計画・指針の策定が行われているところ、このうち、21都道府県・政令指定都市、88市区町村においては、犯罪被害者等に対する日常生活の支援が盛り込まれている（P223資料10-4参照）。

コラム9

支援の現場から①（平成26年度中における 地方公共団体職員の犯罪被害者支援取組例の紹介）

A市では、近隣に住む住民からの暴力（脅迫）行為による被害者（女性）に対して支援を行った。

事件の加害者は発達障害を抱えた男性で、認知症の母親と2人暮らしであったが、日頃から母親に対して熱湯をかけるなどの暴力行為を行っていた。

事件は、被害者に無視されたことに憎悪を抱いた加害者が、自宅から持ち出した包丁を被害者に突きつけ「殺したるか。」と怒鳴りつけ、脅迫した事件であった。

加害者は、暴力行為等処罰二関スル法律違反で逮捕され、60日間勾留されたが、以後は自宅に戻り生活をしている。

被害者から、A市に対して、「事件の場面を思い出すと寒気がする。」「本当に刺し殺されたら……」との相談が寄せられた。A市では、庁内関係課で組織する犯罪被害者等支援連絡会を開催し、情報共有を図り支援策を検討した結果、公営（市営）住宅の入居手続を行った。

以後も、関係機関が連携して加害者、被害者両者に対する支援を継続している。